

建設工事請負業者等の事務室への出入り制限について（お願い）

営業・あいさつ等の入室は、ご遠慮ください。

工事施工等の打ち合わせが必要な場合には、「庶務担当者」まで申し出ていただき、各課設置の打ち合わせコーナーをご利用ください。

打ち合わせの時間は月曜日から金曜日までの午後 1 時から午後 4 時までの時間とします。